

老朽建築物等実態調査の実施について

1 目 的

次期「板橋区老朽建築物等対策計画」（以下「対策計画」という。）を策定するにあたり、区内に存在する老朽建築物等について実態調査を行うとともにその調査結果を整理・分析し、対策計画の基礎資料とする。

2 調査概要

内 容：老朽建築物等の実態調査及び調査結果のデータ整理・分析

範 囲：板橋区全域（32.22 km²）

対 象：独立住宅、3 階建て以下の集合住宅、商業系及び工業系建築物
合計約 85,000 棟（想定）

調査内容：①現地調査（一巡目）

建築物の傾斜、基礎、外壁、屋根の状況による危険度判定調査

※危険度を A から D ランクに区分するとともに居住の有無を確認

②現地調査（二巡目）

危険度の高い（A・B ランク）と判定した建築物の詳細調査

③所有者調査

現地調査の結果、危険度 A・B と判定された土地・建物の所有者等

④所有者等へのアンケート調査

建築物の所有者に対しアンケート調査を実施し、対策計画の基礎資料となる情報を収集

※危険度 A・B 判定の建物所有者または土地所有者（全数調査）、
危険度 C・D 判定の建物所有者（サンプル調査）を予定

3 調査日程（予定）

	令和 6 年度								
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
現地調査（一巡目）									
現地調査（二巡目）									
所有者調査									
所有者等への アンケート調査									
報告書作成									

4 対策計画の策定

現行の対策計画は、適切に管理されていない建築物等に対し、行政、所有者等と地域住民がそれぞれの役割を果たし協力して「安心・安全で快適なまち」をめざすことを目的とし策定され、空き家対策等に取り組んでいる。

現在、国や都においても、空き家の発生抑制や活用促進、適切な管理・除去の促進に向けた取組の強化など、今後の空き家対策のあり方について検討がなされているところである。

こうした空き家を取り巻く環境変化を踏まえ、空き家対策がさらに推進されるよう「対策計画」の策定を行う。

○ 計画策定スケジュール（予定）

令和7年	2月	策定方針	決定
	3月～	骨子案調整	
	9月	素案	決定
	10月	パブリックコメント募集	
	12月	原案調整	
令和8年	2月	原案	決定